

第1章 総 則

(目的)

第1条 本業務は、各種法令との整合を図り、本市の特性に即した座間市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）の改定、座間市業務継続計画（以下、「業務継続計画」という。）の改定、座間市災害時受援計画（以下、「災害時受援計画」という。）の策定を目的とする。

(仕様書の適用範囲)

第2条 本業務は、この仕様書により定めるものとするが、記述のない事項については、座間市（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）が協議して決定するものとする。

(履行期間)

第3条 履行期間は、契約日の翌日から令和7年3月31日までとする。

第2章 共通事項

(計画準備)

第1条 計画準備は、作業実施計画書の提出により、作業工程・方法・人員配置等を検討し、作業に支障をきたさないよう準備を行うものとする。

(資料収集整理)

第2条 資料収集整理は、現行地域防災計画及び神奈川県地域防災計画、神奈川県地震被害想定調査報告書、その他必要な諸計画等の資料を収集整理し、作業に備えるものとする。

(関係機関・庁内各課意見照会用資料、回答文案の作成)

第3条 各計画改定・策定において関係機関・庁内各課意見照会に係る資料を作成するとともに、意見に対する回答文案を作成すること。

(作業報告書の作成)

第4条 検討事項、打合せ協議録、関係機関・庁内各課意見照会関連資料、防災会議関係資料等を作業報告書として作成すること。

(打合せ協議)

第5条 打合せ協議は、計画ごとに初回、中間（4回）及び納品時の6回を基本とするが、必要に応じて随時行う。打合せ事項について、乙はその都度議事録等を甲に提出し、確認を行うものとする。

(新旧対照表の作成)

第6条 地域防災計画及び業務継続計画については、現行の計画と改定案の新旧対照表を作成すること。

第3章 地域防災計画改定

(改定項目の検討)

第1条 改定項目の検討は、地域防災計画の素案を作成するにあたり、以下の内容に留意するものとする。

(1) 市の防災対策に関する取組状況を踏まえた修正

ア 座間市における現行の防災対策の取組状況を整理し、現行地域防災計画策定以降の災害における防災対策の課題や今後の防災対策の方向性を検討し、反映すること。

イ 座間市行政組織（令和5年4月機構改革）を踏まえ、実効性のある災害対応組織について検討し、反映すること。

ウ 市防災関連計画及び防災関連マニュアル等との整合

(2) 国、県、市等の防災対策や関連法令・ガイドライン等との整合

(3) 簡潔で明快な計画内容の検討

各種事態に対し、円滑に措置、対策が図れるよう、担当部署の明確化、内容の簡素化を検討すること。

(4) 地震災害・風水害対策の見直し

地震災害、風水害対策については、それぞれ措置、対策が異なることから、取組状況の明確化を検討すること。

(5) 感染症対策を踏まえた修正

(6) まちづくり・都市計画に係る防災施策との整合

(7) 流域治水まちづくり対策を踏まえた修正

(8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災、復興対策の記載を検討すること。

(9) 上記項目をとりまとめた改定方針を作成する。

(パブリックコメント、庁内説明会、防災会議等の開催・運営支援)

第2条 改定案作成のためのパブリックコメント、庁内説明会、防災会議等の資料作成等を支援し、庁内説明会や防災会議に同席するとともに、必要に応じて説明や質疑応答を行うこと。（パブリックコメント1回、庁内説明会2回、市防災会議2回を予定）

(地域防災計画改定案の作成)

第3条 第1条において作成した素案について、関係機関や庁内の意見等を踏まえた上で、再度、改定案を作成すること。

(地域防災計画資料編・様式集の作成)

第4条 甲から貸与される資料をもとに、資料編や様式集を作成し、地域防災計画の巻末に綴ること。

(業務工程)

第5条 本業務における業務工程予定については、別紙「業務工程」のとおりとする。

第4章 業務継続計画改定

(改定項目の検討)

第1条 災害時において、各種資源（人・物・情報）が制約を受ける中、業務の継続性を確保するため、非常時優先業務等を取りまとめた「業務継続計画」を次の項目を考慮し改定すること。

(1) 被害状況の想定

既往の調査、検討結果及び関連資料などから、市に特に影響が大きいと考えられる断層帯を震源とする地震災害及び水害発生時の業務継続への影響について勘案し、被災シナリオを作成すること。

(2) 非常時優先業務の選定

庁内ヒアリングなどを通じて、発災時に継続して実施する必要がある業務を地域防災計画で定める応急・復旧対策業務及び通常業務から特定し、非常時優先業務として取りまとめるものとする。

(3) 必要資源に関する分析と対策の検討

想定災害事象発生時において業務継続のために確保しなければならない人、物、情報などの資源について分析を行い、本市の現況・課題を把握した上で、必要な対策を検討するものとする。

(4) 非常時対応の検討

発災当初等の非常時に資源の確保状況の確認や資源配分等を適切に行うための具体的な対策を検討すること。

(業務継続計画素案の作成)

第2条 前条までの検討内容を踏まえ、防災関連計画、ガイドライン等との整合性を図りながら、業務継続計画改定素案を作成するものとする。

(業務継続計画の作成)

第3条 素案について、関係機関や庁内意見照会による意見や指摘事項を反映し、業務継続計画を作成するものとする。

第5章 災害時受援計画策定

(策定方針の検討)

第1条 災害対応業務の継続性等を踏まえた受援業務の検討

- (1) 受援が必要となる業務及び資機材等について検討するものとする。
- (2) 受援に関わる手順を整理するものとする。

(受援体制の検討)

第2条 選定した業務に対し、人的受援、物的受援の流れを整理するとともに、各部署、関係機関との調整など、役割分担を明確にし、受援業務が円滑に行える体制について検討すること。

(受援業務シートの作成)

第3条 応援者等が、円滑かつ効率的に業務が進められるよう、選定した全ての業務に対して、業務目的、業務内容、業務手順等を簡潔に実施できるよう検討すること。

(災害時受援計画素案の作成)

第4条 前条までの検討内容を踏まえ、防災関連計画等との整合性を図りながら、災害時受援計画素案を作成するものとする。

(災害時受援計画の作成)

第5条 関係機関や庁内意見照会による意見や指摘事項を反映し、災害時受援計画を作成するものとする。

第6章 成果品

第1条 各計画改定等に伴う業務の成果品を次のとおり納品すること。

- (1) 地域防災計画（資料編含む、A4判両面4穴） 100部
- (2) 地域防災計画原稿（WORD及びPDF形式） 一式
- (3) 地域防災計画新旧対照表原稿（WORD及びPDF形式） 一式
- (4) 防災会議及びパブリックコメントにおける意見回答案原稿（WORD及びPDF形式） 一式
- (5) 防災会議（2回）資料 必要部数
- (6) 業務継続計画原稿（WORD及びPDF形式） 一式
- (7) 業務継続計画新旧対照表原稿（WORD及びPDF形式） 一式
- (8) 災害時受援計画原稿（WORD及びPDF形式） 一式
- (9) 作業報告書（簡易製本） 1部
- (10) DVD または USB 記録媒体（上記電子データ） 一式

(成果品の帰属)

第2条 成果品はすべて甲に帰属するものとする。